

あぐに



ヤガン折目

9月の主な内容

- 総務課だより 2～4頁
- 経済課だより 5～7頁
- 民生課だより 8頁
- 船舶課だより 8頁
- 村長だより 10頁
- 教育委員会だより 10頁



■村の人口と世帯数（令和3年7月31日）

	西	浜	東	計	前月比
人口	男	97人	124人	153人	374人 1人増
	女	75人	105人	140人	320人 増減無
計	172人	229人	293人	694人	1人増
世帯数	115世帯	143世帯	164世帯	422世帯	2世帯増

■ハブの発見数情報（令和3年8月15日時点）

令和3年度	平成29年度からの総数
24匹	55匹



ヤガン折目 (ヤガンウユミ)

毎年旧暦の6月24日、25日、26日の3日間を通して行われる神事「ヤガン折目」。最終日には会場となっているイビガナシーにおいて、午前9時になると白衣やカーブイを着けた祝女が集まり朝のウンヌキグト（お願いを伝える申し開き）が始まる。東間切の祝女、西間切のスイミチジにわかれ、お祈り事が始まり、村の関係者をはじめ、村民や観光客が訪れ、村の繁栄、健康祈願や子宝祈願が行われミチ（発酵させたお酒）やバーイ（干魚）が振る舞われる。午後5時30分になるとウユフララが行われ幕を閉じました。



令和3年度 粟国村職員採用試験 (沖縄県離島町村職員採用共同試験)の実施について

今年度の職員採用試験は、広く優秀な人材を求めるため第一次試験は、沖縄県内の離島5町村（粟国村・伊平屋村・伊是名村・北大東村・与那国町）の合同で実施します。

試験申込書の提出先は、以下に記載の沖縄県町村会になっていますのでご留意願います。

詳細は沖縄県町村会若しくは粟国村役場のホームページをご覧ください。

【採用予定人員】

行政職 : 3名

【受験資格】

受験資格 : 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴（令和4年3月卒業見込みを含む。）を有し、採用予定日（令和4年4月1日）までに普通自動車第一種運転免許（AT限定可）取得可能な者

【第一次試験】

試験日時 : 令和3年10月31日（日）午前9時～

試験会場 : 沖縄県市町村自治会館（那覇市旭町116番37）※粟国村内では行いません。

受付期間 : 令和3年8月2日（月）から10月4日（月）

試験申込先 : 〒900-8531 那覇市旭町116番地37 自治会館5階
沖縄県町村会 離島町村職員採用共同試験担当

【第二次試験】

対象者 : 第一次試験通過者

日時 : 令和3年11月23日（火）午前10時～（予定）

試験会場 : 粟国村中央公民館

お問合せ先
粟国村役場総務課
098-988-2016

令和
3年度

高校育英貸与奨学生および 高等学校貸与奨学生の追加募集について

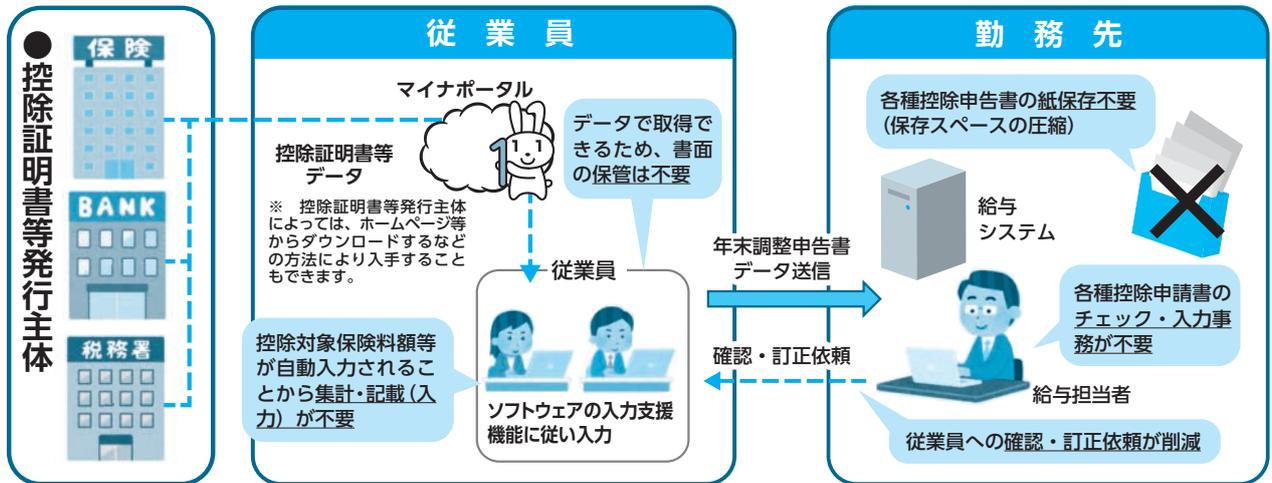
- 1 募集内容**：高等学校等、または専修学校高等課程に在学している生徒を対象とする奨学生の追加募集
- 2 応募資格**：①沖縄県内に住所を有する者の子弟、②高等学校等、または専修学校高等課程に在学している生徒
※①及び②の条件を満たす者
- 3 申込方法**：出願書類を学校から受け取り、学校が定める提出期日（概ね9月中旬～下旬頃）までに学校へ提出
- 4 問い合わせ**：在学している学校の奨学金担当者

令和4年度高校育英貸与奨学生予約採用 (中学校3年生対象)の募集について

- 1 募集内容**：令和4年4月に高等学校、専修学校高等課程などに進学を予定している中学校3年生を対象とする奨学生の予約募集
- 2 応募資格**：①沖縄県内に住所を有する者の子弟、②中学校3年生で令和4年4月に高等学校、専修学校高等課程などに進学を予定している生徒
※①及び②の条件を満たす者
- 3 申込方法**：出願書類を中学校から受け取り、学校が定める提出期日（概ね9月下旬頃）までに中学校へ提出
- 4 問い合わせ**：在学している学校の奨学金担当者

年末調整手続の電子化について 税務署

国税庁では、控除証明書データを利用して簡単に保険料控除申告書などの電子データを作成することができる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を提供しています。



マイナポータル連携 従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。

詳しくは国税庁HP「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください⇒



粟国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。

納税について

※納め忘れのないよう、よろしくお祈りします。
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いできませんのでご注意ください。

国民健康保険税 第3期(納付期限) **9月30日(木)**
後期高齢者医療保険料 第3期(普通徴収) **9月30日(木)**

※粟国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- ①固定資産税 ②軽自動車税
- ③住民税 (担当：総務課 ☎988-2016)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料
- (担当：民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料
- (担当：経済課 ☎988-2258)

通帳と届出印、納税通知書や支払い済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。粟国村内であれば粟国郵便局(988-2004)でも対応可能です。

全国一斉

子どものための 養育費相談会

養育費の
支払いが
ない

コロナ禍で
支払が困難に
なった

取り決めの
方法や内容が
知りたい

民事執行法
改正に
ついて
聞きたい

強制執行
をしたい

2021年 **9/25 (土)**

10:00~16:00

相談無料

秘密厳守

- 同居親、別居親どちらからでも相談できます。
- 離婚を検討されている方・養育費の取決めをされていない方もぜひご相談ください。
- 必要な際はお近くの司法書士を紹介します。
- 司法書士法に定める業務範囲内での対応となります。

私たち司法書士は、子どものための様々な問題に、全力で取り組んでいます。

ひとりで
抱え込まずに
ご相談ください。
あきらめないで。

 **0120-567-301**

全国统一フリーダイヤル(無料)で開催。全国どこからでも相談可能。当日のみの専用番号です。

主催：全国青年司法書士協議会

共催：沖縄県司法書士青年の会

商工会連合会による個別相談会等の開催について（ご案内）

沖縄県商工会連合会では商工会未設置地区の商工業者の経営改善と健全発展を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的に、個別相談会等を開催いたします。

つきましては、個別相談会参加ご希望の方は、沖縄県商工会連合会又は粟国村役場経済課までお問合せ、お申込みください。

【個別相談会】

1. 日 時：令和3年9月28日（火）14：00～18：00
令和3年9月29日（水）09：30～12：00
2. 場 所：各事業所（個別訪問予定）
3. 内 容：経営全般・経理処理・融資・労務・税完関係・その他
4. 対 象：①粟国村商工業者とその家族並びに従業員
②創業を予定されている方
5. 申込み切：令和3年9月17日（金）まで
※期日、内容については、変更となることがあります。

【本件に係るお問い合わせ】

沖縄県商工会連合会
支援課 豊里 友一郎
〒901-0152
沖縄県那覇市小禄1831-1
産業支援センター6F
TEL：098-859-6150
FAX：098-859-6149
E-mail：toyosato@oki-shokoren.or.jp

粟国村役場 経済課 担当：糸洲 TEL：098-988-2258 FAX：098-988-2464

農家のみなさんへお願い

～農地周辺の環境美化について～

◎道路に泥を落とさないよう注意しましょう！

トラクター等による農業用機械での農作業の際、畑から公道へ出る前に必ず泥を落としてから走行するようお願いいたします。車道や歩道に落ちた大きな泥のかたまりは、環境美化ばかりでなく、歩行者、バイク、自転車などの通行の妨げになり大変危険です。

やむ得ず道路を汚した場合は、速やかに清掃するようお願いいたします。マナーを守り、お互い気持ちよく農作業を進めましょう。



農業委員会では
毎年優良農地を守るために
農地パトロールを実施しています。

～農地の適正な管理について～

◎遊休農地をなくし農地を守ろう！

農業委員会では遊休農地を解消する活動に取り組んでいます。農地は一度荒れてしまうと、元の耕作できる状態に戻すには容易なことではありません。農地が遊休農地化すると、雑草・ギンネム等が繁茂し、病害虫や火災、不法投棄等の場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に大変迷惑を及ぼしますので、適正な農地の管理をお願いします。自ら耕作できない場合は、担い手への農地の利用集積を図るなどしましょう。農地の活用については、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局までお問い合わせください。

お問合せ 粟国村農業委員会 電話 098-988-2033



農業者年金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます！

◆加入資格

- 60歳未満
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。
お気軽にご相談ください。

[2021年7月30日版]

月次支援金を受給された事業者への **沖縄県独自の** 支援です。



本支援金は、下記の金額を上限に **1回のみ** の給付となります。

給付額

個人事業者 → 上限10万円

法人事業者 → 上限20又は30万円

※2019年もしくは2020年4~8月のいずれかの月間売上が
300万円以下の法人事業者 → 上限20万円
300万円を超える法人事業者 → 上限30万円

申請期間: 2021年7月30日(金)~10月31日(日)

※詳細は裏面をご確認ください。

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金

観光関連事業者等
 応援プロジェクト支援金事務局
 ●問い合わせ番号: 050-3825-9018
 ※7月28日以降対応可能/対応時間: 9:00~17:00 (土日祝日対応)

応援プロジェクト支援金
 事務局HPはコチラ▶

月次支援金 中小企業庁 月次支援金特設サイト▶

■問い合わせ先: フリーダイヤル
 ☎ 0120-211-240
 IP電話専用回線: 03-6629-0479
 受付時間: 8:30~19:00 (土日・祝日含む)

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金



1 給付額

個人事業者：基準月の売上－対象月の売上－10万円(月次支援金上限額) **上限10万円**

法人事業者：①(基準月の売上が300万円以下の場合)

基準月の売上－対象月の売上－20万円(月次支援金上限額) **上限20万円**

②(基準月の売上が300万円を超える場合)

基準月の売上×20/300 **上限30万円**

※基準月は2019年4月から8月のいずれかの月または2020年4月から8月のいずれかの月。

対象月は2021年4月から8月の基準月と同月の月。

※本支援金の上限に満たない給付の場合、選択する月によって**給付額に差額が生じます。**

一度申請した月を後から変更することはできませんので、申請に当たっては十分ご検討ください。

2 給付対象

① 経済産業省(中小企業庁)が給付する2021年4月～8月のいずれかの月の

【月次支援金を受給している事業者※】 **【月次支援金の振込みのお知らせ】**の写しが必要です

※月次支援金を上限額受給していない事業者は対象外となります

【月次支援金給付対象事業者の具体例】

① 旅行関連の事業者(ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど)

② 日常的に訪れるお店(飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など)

③ 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

② **沖縄県内**に住所を有する個人事業者及び

沖縄県内に本社を有する法人事業者であること

③ 公共交通運行継続支援金及び酒類販売事業者支援金

を受給していないこと



3 必要提出書類

① 月次支援金の給付が確認できる書類

② 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し

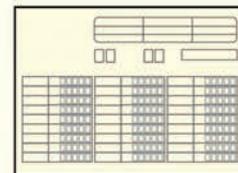
③ 本人確認書類の写し

★個人事業者の場合 身分証明書の写し

★法人事業者の場合 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書

④ 売上の減少が確認できる書類

(月次支援金申請時に提出した基準月及び対象月の売上台帳等)



4 申請方法

電子申請のみの受付となります

事務局ホームページ掲載の申請受付要項をご確認の上、専用の申請フォームよりお申込みください。

電子申請に不慣れ方へサポートを行います!

申請サポート内容

① 申請手順をまとめた電子マニュアル及び操作動画をご用意します。

② 専用のお問い合わせ窓口より申請方法をご案内します。

○お問い合わせ番号:050-3825-9018

申請フォームはコチラ



令和3年度 栗国村敬老会中止のお知らせについて

毎年9月に開催しております「栗国村敬老会」は、新型コロナウイルス感染症予防及び対象者の皆さまの健康と安全を最優先に考え、令和3年度は開催を中止といたします。

敬老会の開催を楽しみにされていた方には誠に残念ではございますが、ご理解くださいますようお願い致します。

なお、満80歳以上の方の敬老祝い金につきましては、9月末までに対象者の皆様の口座に振込を予定しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、申請書提出の手続きは省略させていただきます。口座に入金後、役場より口座振り込み通知書を発送します。

※敬老祝い金支給基準日は、令和3年9月1日までに満80歳を迎えた方が対象となります。(栗国村長寿祝金支給条例 第3条)

お問い合わせ：栗国村役場 民生課 098-988-2017

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から8月下旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早め！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるともありません。
- 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索



ニューフェリーあぐに運航再開のお知らせ

日頃より、「ニューフェリーあぐに」をご利用いただき有り難うございます。

「ニューフェリーあぐに」乗組員の新型コロナウイルス陽性者が確認されたことにより7月27日（火）～7月29日（木）まで、運休していましたが、関係機関のご指導のもと船内消毒、乗組員及び事務所職員へのPCR検査の実施等を行ってきました。乗組員等への新たな感染確認がありませんでしたので、7月30日（金）より運航を再開いたしました。

村民の皆様、はじめご利用される皆様方には、大変なご不便、ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫びいたします。

今後も、新型コロナ感染防止対策の徹底を図り、安心してご乗船していただけるよう取り組んでいきます。

栗国港へ長期間、車を駐車し沖繩本島に渡航される方は、車両の管理（かぎ）を家族、友人等へお預けにされての渡航をお願いします。（台風襲来による被害をなくす為）

栗国診療所

医師 三宅孝充



新型コロナは「見えない災害」

沖縄本島で感染が爆発的に拡大しています。治療を必要とする人に対して、医療資源や支援の手が、圧倒的に足りなくなっています。実際、酸素投与を必要としても入院できず、在宅酸素を使いながら自宅で療養を余儀なくされている人もいます。ある介護施設では、感染した何人もの高齢者を、介護職員が防護具を着ながらケアにあたっているという現実さえあります。

「助けを必要とする人に対して医療やケアする人が圧倒的に足りない」という意味で、今の沖縄の状況は「災害」と言えるでしょう。これまでは当たり前を受けていた医療や支援を受けられず、本来なら救えた命が救えなかったということも、現場では起きています。栗国島では、今後もし感染者が発生した場合、軽症であれば島内で療養せざるを得なくなるかもしれません。

感染者は「被災者」、誰もが「明日は我が身」

他国のように強力な渡航制限、つまり「ロックダウン」ができない以上、離島における感染対策は、私たち1人ひとりにかかっています。沖縄本島と遠く海で隔てられている分、本島での出来事は私たちにとって「対岸の火事」に感じますが、感染力を増した変異型によって流行が拡大した今、いつ栗国島に飛び火してもおかしくありません。

新型コロナを「災害」とすれば、感染者やその家族は「被災者」と言えます。その人らは決して責められる対象であってはいけませんし、いざ被災者が発生してもすぐ支援できる体制を構築する努力が、職場や地域で今、求められています。

台風や津波といった災害は、目に見える分、対策が取りやすいと言えます。一方、ウイルスは目に見えないため、危機感を抱きにくいことが、感染拡大の一端にもなっています。今この瞬間にも、沖縄本島で「被災者」が増えている状況に対して、私たちにできることはなんでしょうか。

「持ち込ませない」だけでなく「持ち込んでも拡大させない」

引き続き、島に「ウイルスを持ち込まない」ことが重要です。危険と分かっている被災地に自ら近づく人はいないでしょう。また、今後は「持ち込まれても広げない」ことにもより注力する必要があります。悲しいことにある離島では、感染者の発生が分かった時には既に感染が拡大していました。

新型コロナは、地震や津波といった災害と違い、ある程度は予見し、予防することができます。これ以上の被災者（感染者）を出さないために私たちにできることは、本島との往来により慎重になることは勿論ですが、人の集まる場所でのマスク着用、手指衛生、3密を避けることを、引き続き心がけることです。ワクチン接種は、現時点で最も有効な予防手段ですので、村で受けることができず今後検討している方は、本島の広域ワクチン接種センターで接種することを推奨します。

早期発見は、感染を拡大させないためにとても重要です。些細でも疑わしい症状があれば、必ず仕事は休み、学校は休ませ、診療所へ電話でご相談下さい。もし本島へ1週間以上滞在を予定されている方や、親族で来島を予定している方は、来島前にPCR検査を受けることを強く推奨します。

もし島内で感染が判明してもあわてない

新型コロナ感染症にかかったと分かっても、ワクチン接種を済ませた人であれば、重症化する可能性はかなり低いので、そこまで心配する必要はありません。保健所から自宅で療養を指示された場合、発症から10日、かつ症状軽快から3日経過すれば、普通の生活に戻ることができます。治癒証明としてPCR検査は基本的に不要です。

村長だより 第12号

立秋も過ぎましたが、まだまだ暑さ本番という感じがする今日この頃ですが、村民の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今回の便りでは冒頭より皆様に陳謝申し上げなくてはなりません。と申しますのは、本来毎年税務署に納めなくてはならない村有フェリーの収益に対する消費税が、平成27年度から令和元年度までの5年間未払いになっていたのが発覚しました。そのため、5年分の消費税を一気に納付した上に、余分に延滞税と加算税を支払わなくてはならない状況となりました。金額は次のとおりです。

A 消費税総額 = 31,322,700円

総計 35,143,600円

B 延滞額 = 2,265,900円

※ A, Bについては、納付済み。

C 加算税 = 1,555,000円 (概算)

Cについては、税務署からの請求書が届き次第納付

本件は、公金を預かる役場にあってはならない事案と認識しており、深く反省するとともに皆様に心よりお詫び申し上げる次第です。また今回、残念なことに村監査役、議会のチェック機能も十分に機能していませんでした。今後二度とこのような事態を招かないよう再発防止に努めますことをここにお約束いたします。大変申し訳ございませんでした。

村長日程表

R3年8月

- 13日(金) web会議「新たな振興計画(素案)」意見交換会
- 16日(月) web会議 さとうきび増産プロジェクト会議
- 31日(火) 臨時議会

R3年9月

- 21日(火) ~ 定例議会

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

教育委員会だより

水泳教室



栗国小中学校では、7月19日(月)ウーグの浜で「水泳教室」を実施しました。今年は例年と違って「更衣室での感染防止」の観点から小学部低学年・中高学年・中学部と分散しました。低学年は主に「水遊び」中高学年は「泳力の向上」中学部は「着衣泳」を行いました。天候に恵まれ充実した時間を過ごすことができました。





粟国駐在所だより

交通事故防止に努めましょう

粟国島における、令和3年中の交通事故は7月末現在まで3件発生しています。

事故はすべて対物によるもので、人身事故の発生はありません。

これからも村民ひとりひとり交通安全の意識を高めて、交通事故防止に努めていきましょう。

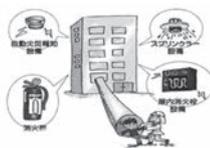
安全運転 5 則

- 1 シートベルトを着用し、安全速度を守る
- 2 カーブの手前ではスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確認する
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない



消防設備士試験

- ◆試験日：令和3年10月31日(日)
- ◆試験の種類：
 - 午前の部 乙種(第1類～第7類)
 - 午後の部 甲種(特類、第1類～第5類)
 - ※宮古島市、石垣市会場は、全種類午前の部となります。
- ◆試験会場：琉球大学共通教育棟、宮古工業高等学校、県八重山事務所
- ◆願書受付期間：令和3年9月24日(金)～10月1日(金)
- ◆願書配布先：各消防本部予防課、県宮古事務所総務課、県八重山事務所総務課、ジュンク堂書店那覇店、消防試験研究センター
 - ※電子申請できます。ホームページをご覧ください！！
 - <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>



【お問合せ先】

(一財) 消防試験研究センター 沖縄県支部
 〒900-0029 那覇市旭町116-37 自治会館6階
 TEL 098-941-5201

令和3年度

在日米軍従業員の事前募集について

- 1 応募資格：沖縄県在住の満18歳以上の方
- 2 応募方法：インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効
 - ・インターネット：エルモのホームページ(「LMO」)で検索又はQRコードを開き、【求人情報】の【在日米軍従業員事前募集(沖縄の基地)】を御覧ください。
 - ・応募窓口：指定の応募用紙に必要事項を記入の上、お申込みください。
- 3 応募受付時間
 - ・インターネット：年中24時間受付
 - ・窓口：午前9時～午後5時30分受付(ただし、土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く)
- 4 Twitter開設

令和3年4月より、求人情報等の募集関連情報を定期的に発信いたします。ぜひ、フォローをお願いします。アカウント名「在日米軍従業員求人情報(エルモ)」QRコード
- 5 窓口応募受付場所及び問合せ先

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1
 独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構(エルモ)
 沖縄支部 管理課 TEL:098-921-5532



【特別養護老人ホームあぐに】

【栗国福祉会役員一新】

去る6月27日栗国福祉会の役員が一新されました。

新理事長に伊良皆博司、新施設長に渡口義正が就任致しました。これからは、新役員と職員が一丸となり地域に根差した施設づくりを図る所存でございます。

栗国村において大切な財産である特別養護老人ホームあぐにの長期的な持続発展に向けた取り組みのため皆さまのご協力並びにご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

【入居者募集】

お家同様にずっと住み続ける（介護が必要な方も最期の時まで安心安全に生活をサポートいたします）

対象者：要介護3以上の認定を受けた方

（要介護1・2の方もご相談承ります）

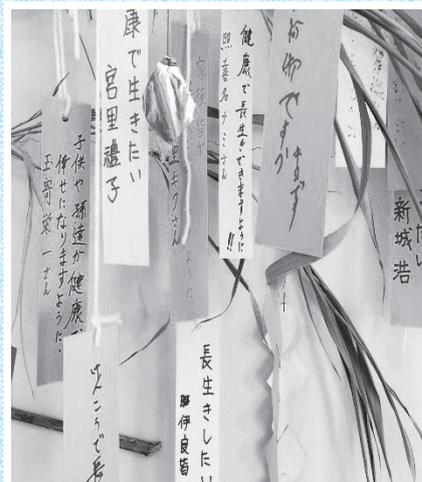
【短期入所（ショートステイ）】

短期間のご利用ができます

（ご本人の体調不良やご家族の介護負担軽減などの理由で可）

対象者：要支援1・2及び要介護1～5の認定を受けた方

担当 ケアマネージャー 比嘉 克枝 ☎098-988-2082

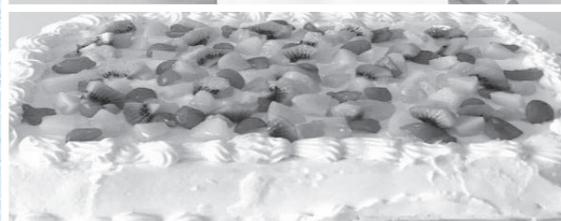


【デイサービスあぐに利用者者募集】

日替わりレク・誕生会・料理会・歌会・体操・ピクニックなど毎日楽しく交流しています。理学療法士による専門的なリハビリも行っていきます。

対象者：要支援1・2、要介護1以上の方

担当 相談員 玉寄美咲 ☎098-988-2082



【ご協力のお願い】

ご家庭でご不要になりました衣類や端切等を再利用のため回収しております。お電話頂けば回収に伺いますのでご協力の程宜しくお願い致します。

担当 呉屋貴美江 ☎098-988-2082

<粟国島オートキャンプ場からのお知らせ>

粟国島オートキャンプ場では、SDGsに取り組んでいます。SDGs（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで2030年までに達成すべき17の目標が設定された国際的な共通目標です。国際的な目標と聞くと遠い話のようですが、例えば「14海の豊かさを守ろう」はまさに目の前にある問題で、このままのペースで海にプラスチックごみが増え続けると2050年頃には多くの食用魚介類の絶滅や人体への悪影響も懸念されており、決して私たちに無関係なことではなくなっているのが現状です。※詳細は粟国島オートキャンプ場公式ホームページ「CAMP×SDGs」をご確認ください。

場内の取り組みの一つとして、生ゴミを減らすための「キエー口」を作りました。「キエー口」とは、黒土のバクテリアの力で生ゴミを消滅させる「生ゴミ処理機」です。日当たりがよく風通しのよい場所に設置し、夏場なら5日程度で生ゴミが土に還ります。正しく分解させていけば臭いもなく虫もわず、生ゴミは完全に消滅して土の量はほぼ増えないので、庭先やベランダで使用することも可能です。土は砂質や粘土質、腐葉土や赤土は使用できない、土中の水分量を調整する、混ぜるときに空気を含ませるなどいくつかのコツが必要ですが、簡単な手入れで誰でも活用することができます。

キャンプ場に設置していますので、詳しく知りたい方、ご興味のある方はぜひご覧になってみてくださいね。



地域おこし協力隊だより

沖縄県立農業大学校「就農サポート講座」に参加しました

10代～60代まで幅広い年代の方が学ぶ農業の専門学校では、例年6月に農業を始めたい人たちのための実践的な研修「就農サポート講座」が開催されています。

昨年はコロナウィルス感染防止のため全日程が中止され、今年も8月の日程は中止になりましたが、7月に開催された貴重な全2回の実習に参加しました。

今回の講座では、ビニールハウスの管理作業について実習。長雨や台風の影響で農産物が影響を受けやすい沖縄県ですが、ハウスを導入することで安定して栽培できる農産物も多くなります。

ハウスの管理作業実習では、はしごを使ってワイヤーでビニールを鉄筋に固定していく側ばりの交換作業を実践しました。

ハウス栽培は未知の領域。

初体験でハードルの高いと思われたビニールの張り替え作業でしたが、コツをつかむと高所作業も素早く作業することができ、島での栽培環境の選択肢として可能性を感じることができました。



農業振興担当 樺山

9

月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。

日/曜日/旧暦			運航予定		行事予定	日/曜日/旧暦			運航予定		行事予定
			泊発	栗国発					泊発	栗国発	
1	水	7/25	9:55	14:00		16	木	8/10	9:55	14:00	・港折二目 健康相談 保健師室 午前9時30分～午前11時
2	木	7/26	9:55	14:00		17	金	8/11	9:55	14:00	
3	金	7/27	9:55	14:00		18	土	8/12	9:55	14:00	
4	土	7/28	9:55	14:00		19	日	8/13	9:55	14:00	
5	日	7/29	9:55	14:00		20	月	8/14	9:55	14:00	・敬老の日
6	月	7/30	9:55	14:00		21	火	8/15	9:55	14:00	
7	火	8/1	9:55	14:00		22	水	8/16	9:55	14:00	
8	水	8/2	9:55	14:00		23	木	8/17	9:55	14:00	・秋分の日
9	木	8/3	9:55	14:00	健康相談 保健師室 午前9時30分～午前11時	24	金	8/18	9:55	14:00	
10	金	8/4	9:55	14:00		25	土	8/19	9:55	14:00	
11	土	8/5	9:55	14:00		26	日	8/20	9:55	14:00	・栗国幼小中学校運動会
12	日	8/6	9:55	14:00		27	月	8/21	9:55	14:00	
13	月	8/7	9:55	14:00		28	火	8/22	9:55	14:00	足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～午後4時
14	火	8/8	9:55	14:00	足腰教室 離島振興総合センター 午後1時30分～午後4時	29	水	8/23	9:55	14:00	
15	水	8/9	9:55	14:00		30	木	8/24	9:55	14:00	健康相談 保健師室 午前9時30分～午前11時

村運営バス・デマンド型乗合タクシー

・アニー号 (コミュニティバス)
港の発着時刻に合わせて停留所を定期的に運行します。

・りかりか号 (デマンド型乗合タクシー)
予約して乗り合って目的地へ送迎します。

利用時間 8:30～17:30
受付時間 8:30～17:00

電話 080-9852-7362

利用したい時間の30分前までご連絡下さい。
上記以外の時間帯やバス・タクシーに関するお問い合わせ

電話 098-988-2016



船舶へのお問い合わせ

- ・栗国村船舶課 (7:30～17:15)
☎ 098-988-2495
- ・那覇船舶事務所 (8:00～17:00)
☎ 098-862-5553

*船内持込手荷物は、お一人様10kg未満に限らせていただきます。その他のものはコンテナに預けて下さい。

消費生活相談窓口

- ・栗国村役場民生課 ☎ 098-988-2017
- ・消費者ホットライン ☎ 0570-064-370



栗国村航空機について

運航日時

1日1往復 週3往復程度 (月曜日・水曜日・土曜日)

那覇空港発 9時15分

栗国空港着 9時45分

栗国空港発 11時15分

那覇空港着 11時45分

※9月1日～9月18日はメンテナンスのため運休になります。

予約

第一航空株式会社那覇営業所

(営業時間 07:30-17:00)

電話番号 098-859-5531